

くらしの赤信号

スマートフォン等々の
セット契約にご注意を!

これまで従来型の携帯電話を使用していたが、スマートフォン（以下、スマホ）に興味が高くなり、説明を聞くために携帯電話会社の店舗へ行った。

スマホは初めてでよく分からないと告げたところ、店員は、「簡単に使用できるし、使い方も教える」ということなので契約することにしました。

また、画面が大きくテレビのように好きな番組なども観られて便利だと言われ、もう1台ひと回り大きなもの（タブレット端末）を勧められた。

さらに、セットでまとめて契約するとお得になると家庭の光回線や電気等も勧められ、十分な説明もないまま契約をしてしまった。

しかし、スマホもタブレット端末も全く使いこなせず、翌月、請求書の明細を見ると、思っていた以上に高額な請求で驚いた。

どうにかならないか。



アドバイス

携帯電話の通信サービスの契約は、光回線や有料オプション等、複数の商品やサービスと一緒にセットとして販売されることも多く、トラブルになる事例が増えています。

1. 自分が本当に必要と思うものだけ契約し、内容がよく分からない契約は断りましょう

契約後の請求の内容を見て、思っていた金額と違っていたことでトラブルに気づく事例が見られます。携帯電話の他に、タブレット端末や光回線等の複数のサービスを同時に契約する場合、それぞれの契約に関する月額料金が一覧等で記載されているとは限りません。契約する際には、今後発生する料金を書面でもらって確認するようにしましょう。

2. 契約後にキャンセル・解約したい場合はすぐに携帯電話会社に申し出ましょう

通信サービスの契約は、電波状況が不十分、または料金等の契約前の説明や書面交付に問題があったことが認められた場合に限り、契約解除が可能です。ただし利用したサービス料等は支払う必要があるため、契約をキャンセルしたい場合は、すぐに携帯電話会社へ申し出ましょう。

3. 不安に思ったり、トラブルになった場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう

通信サービスの契約は、有料オプション等と一緒に契約することが多く、複雑な契約内容となっていることがあります。少しでも不安に感じたら、一人で悩まずに消費生活センター等に相談しましょう。

困ったら
ご相談を!

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

相談専用電話（在住・在職・在学）844・2431

9時30分～16時30分（土・日・祝日、年末年始除く）

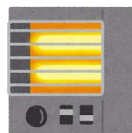
災害発生時に 気をつけたい製品事故

この度の台風及び地震により被災された方に心からお見舞いを申し上げます。

自然災害による被害が相次いで発生していることから、**災害時に気をつけたい製品事故の事例と注意事項**をご紹介します。

【事例1】

地震の後に火災報知器が鳴ったため確認すると、電気ストーブと、その周辺が燃える火災が発生していた。



【事例2】

カセットコンロを点火したところ、コンロから出火してカセットボンベが破裂して負傷した。



【事例3】

屋外のセンサー付照明機器とその周辺を焼損する火災が発生した。



【事例4】

脚立をまたいで作業した後、降のよつとして体の向きを変えた際に転倒し、手首を骨折した。



アドバイス

【事例1の原因】

地震の揺れで近くの棚にあったものが周囲に落下したことで、ストーブの電源が入り、落下物が加熱されて火災に至ったものと考えられる。

【事例2の原因】

カセットボンベが正しく装着されていなかったため、接続部に隙間が生じてガスが漏れ、点火操作時の火花がガスに引火したと考えられる。

【事例3の原因】

屋外に設置されていた照明器具に強風であおられたのれんが巻きついたことでハロゲンランプの熱でのれんが加熱され、出火に至ったものと考えられる。

【事例4の原因】

脚立上で体の向きを変える際、体重移動で脚立が左右方向に傾き、身体のバランスを崩したものと考えられる。

《災害時の製品事故を防ぐためのポイント》

- ◎ 使用しない電気製品の電源プラグはコンセントから抜いておく。
- ◎ 電熱器具や燃焼機器の周囲に可燃物がないか確認する。
- ◎ 停電時に自宅から離れるときは、分電盤のブレーカーを切っておく。
- ◎ 浸水などでぬれた電気製品はコンセントを抜いて家電販売店やメーカーに相談する。
- ◎ 脚立を使用する際は、またいで使用せず、不安定な場所に設置しないように注意する。

催し予告

消費生活セミナー

「法律を知って悪質商法を撃退しよう～司法書士から学ぶ事例と対策～」

日 時：平成30年11月30日(金) 午前10時30分～正午

場 所：枚方市立消費生活センター 研修室

講 師：大阪司法書士会 消費者問題対策委員会 委員

対 象：市内在住・在職・在学の方

参加費：無料

定員：40人(事前申し込み制、先着順)

手話/保育(1歳以上の未就学児)：

いずれも11月9日(金)までに要予約

申込方法：

11月1日(木)午前9時から電話または
FAXで受付 (072-844-2433)



「石けんキャンペーン & 廃油(食用)回収予定」

日時：★10月16日(火)
10時30分～12時
場所：牧野生涯学習市民センター

★11月4日(日)
10時～14時30分
※「ごみ減量フェア」で実施
場所：穂谷川清掃工場敷地内
(田口5丁目1-1)
※家庭用食品廃油のみ回収
※容器はお持ち帰りいただきます。